

# 「埼玉県地域強靱化計画(素案)」に対する 県民からの御意見と県の考え方

(反映状況の区分)

- A：意見を反映し、案を修正した
- B：既に案で対応済み
- C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
- D：意見を反映できなかった
- E：その他

No.	御意見の内容	意見 数	県の考え方	反映 状況
<b>【全般】</b>				
1	以前の災害や今年の災害から学んだことである、「自分の身は自分で守るよう行動すること」と「同じことを繰り返さない学習をしておかなければならないこと」を活かしてほしい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、最近の災害の際に生じた課題を明記する等、災害から学んだことを活かすよう記述を追加しました。	A
<b>【第1章】</b>				
2	「地域強靱計画」と「地域防災計画」の違いが分かるようにすべきではないか。	1	御意見の趣旨を踏まえ、第1章に2つの計画の違いを説明する記述を追加しました。	A
3	「埼玉県5か年計画と整合を図りながら策定」と記載があるが、どのように埼玉県5か年計画と整合を図っているのか分かるように記載すべきではないか。	1	御意見の趣旨を踏まえ、第1章に埼玉県5か年計画との整合に関する記述を追加しました。	A
<b>【第2章】</b>				
4	主要道路として、高速道路のほか、主要国道(4, 16, 17, 122, 140, 254, 299号)、西関東連絡道路、上尾道路、東埼玉道路についても取り上げてはどうか。	1	御意見の趣旨を踏まえ、主要国道に関する記述を追加しました。	A
5	埼玉県の計画なのだから、県民を守ることを優先してほしい。	1	計画の基本目標の最初に「県民の生命を最大限守ること」を掲げており、本計画は御意見のとおりの方で策定しています。	B
<b>【第4章】</b>				
6	「起きてはならない最悪の事態」の表現について、「多数の」「長期間」等の表現が含まれないものがあるので、表現を統一してほしい。	1	その事態が発生してしまうこと自体が「起きてはならない最悪の事態」である場合があることから、事態の影響の程度に応じた表現としています。	D
7	「多数の死者が発生する事態」を想定するのであれば、「多数のご遺体が処置困難となる事態」を想定の方がよいと思います。そして、「強靱化に向けた主な行動」では、収容・検視・安置・搬送・火葬・埋葬の各体制の業務継続や需要対応について言及する必要があります(特に、ライフライン停止下でのドライアイスや火葬場稼働の確保)。	1	本計画は、国が策定した国土強靱化基本計画と調和を図って策定しています。遺体処理体制の業務継続は重要な事項ですので、実施段階での参考としてまいります。	C

No.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
<b>【第5章及び第6章】</b>				
8	「県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了」について、県の「平成28年度当初予算案の概要」に「県立学校の体育館やホールなどの非構造部材の耐震対策工事等の実施」という項目がありますので、非構造部材まで含めると、耐震化は完了していないのではないのでしょうか。	1	県立学校の非構造部材耐震対策は、平成28年度で完了する見込であることを踏まえ、校舎・体育館の耐震化は完了と表現していません。	B
9	行動目標5「生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する」の「強靱化に向けた主な行動」の記載が水道関係だけになっている。下水道、代替エネルギー等の他の取組も記載すべきではないか。	1	御意見の趣旨を踏まえ、代替エネルギーに関する取組等を追加しました。分野別の取組については、第6章に記載しています。	A
10	行動目標6「『稼ぐ力』を確保できる経済活動の機能を維持する」の「強靱化に向けた主な行動」の記述のうち、「本県への企業立地を促進するとともに、操業前後のフォローアップを行い、企業からの要望を適切に関係機関につないでいく。」は、「つなぐ」ことによる効果（生産性や操業環境の向上等と、それによる企業から見た本県の魅力度アップ）まで言及すべきである。	1	御意見の趣旨を踏まえ、企業立地に関する記述を修正しました。	A
11	行動目標9「首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする」の「強靱化に向けた主な行動」の中に、首都機能のバックアップ拠点の適地である「さいたま新都心」の機能強化を図ることを具体的に位置付けるべきではないか。	1	御意見の趣旨を踏まえ、バックアップ拠点としての「さいたま新都心」に関する記述を追加しました。	A
12	「災害情報の共有と県民への適切な提供」において、ホームページ、スマホアプリが例示されていますが、携帯電話基地局の被害や、多数の人が情報を得ようとするアクセス過多によるダウンも考えられます。テレビ埼玉のワンセグ用データ放送の活用・強靱化もご検討ください（特に、東京都内で帰宅困難者となった県民向け）。	1	ワンセグ用データ放送における災害時の情報提供については、その仕組みが構築されているテレビ局もあります。県では、各種メディア向けに避難情報等の災害情報をデータ配信できる仕組みを整備しておりますので、市町村が行う情報発信についても県の仕組みを活用してデータ配信するよう引き続き働き掛けてまいります。 なお、テレビ埼玉のデータ放送では、災害情報をアラートの情報を基に発信しています。携帯端末などのワンセグ放送にも対応しており、ホームページなどがダウンした場合でも災害情報が発信されます。	B
13	「職員派遣体制の確立」「支援・受援体制の確立」について、派遣時に「燃え尽き症候群」となって心身の不調に陥り、過労死された事例も報道されています。派遣した職員、受け入れた職員に対する十分なケアを検討くださればと思います。	1	被災地に派遣した県職員のメンタルケアについては、帰任後に心身の健康状況を相談する窓口を個別に案内しています。また、派遣前の講習、派遣中の健康情報の提供等、様々な方法で心と体の健康づくりをサポートしています。これらの相談窓口は他団体の職員が埼玉県に派遣された場合も利用できます。 地域強靱化計画では、「迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること」などの目標の実現に資する取組を記載していますので記載の追加はしませんが、いただいたご意見を参考に今後も支援体制の充実に努めてまいります。	C

No.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
14	支援物資が山積みになって届かない、避難所が車でいっぱいになる等の熊本地震の際に起こった問題が埼玉県内で起こらないようにしてほしい。	1	熊本地震で起こった様々な問題に対して、同様の事態が本県で起こった場合の課題と対応策の検討を行っており、その検討結果を本計画にも反映させています。	B
15	被災住民が元の生活に戻るための「復興のための施策」を追加いただくとともに、その中に、地震保険・共済への加入を通じた「自助」での備えの必要性に関する内容を盛り込んでいただきたい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、地震保険の啓発や、公営住宅の空き住戸の提供、県・市町村の連携強化等の記述を追加しました。その他、円滑な復興を進めるため、復興まちづくりに向けた事前準備の取組や、復興初動期業務の流れを取りまとめた「埼玉県震災都市復興の手引き」を策定しており、この活用を進めていきます。	A
16	「信号機に自動起動式発動発電機の設置を進める」について、発電機は燃料の補充の問題がありますので、発電機に加えて、付近の建物から電気を融通してもらう仕組みを取り入れられないでしょうか。省エネルギー施策として、太陽光発電と蓄電池などの設備を備えた住宅（街）やビル群を増やす取組みが官民で行われています（ZEH、ZEB）。これには電力の建物間融通、面的利用の考え方も取り入れられていますので、このネットワークに信号機を組み込むことで、災害対応力が増すと思われます。	1	埼玉県では地域での電力融通を目指す取組を実施しています。しかし、エネルギーのネットワーク化には技術的・経済的課題が大きく普及段階に至っていないため、まずはZEH、ZEB等の普及に関する取組を進めています。 また、埼玉県内には、現在、約1万基の信号機が設置されており、設置場所ごとに周辺状況が異なります。その整備は、齊一的に進めて行かなければならないものですので、今後のZEH、ZEB等の普及状況を見ながら、将来的な課題として検討してまいります。	E
17	小学校の防災教育において、日ごろの備えが大切であることを指導しています。強靱化の考え方を学校の防災教育に位置付け実践していくことが大切だと思います。強靱化に関する取組が今後学校現場では、どう実施されていくのでしょうか。	1	自分でできる防災用具・非常食の準備や危険個所の対策など、事前の準備の重要性を学習させていきます。また、緊急地震速報などの災害情報を活用し、自分の命を守る行動ができるような指導をしてまいります。	C
18	県民へ防災知識の普及啓発に努めるためには、民間団体等の取組も活用することも有効と考える。ついては、「民間団体等の取組も活用し、県民の防災知識の普及啓発に努める」という内容を盛り込んでいただきたい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、民間団体等の取組の活用した防災知識の普及啓発について記述を追加しました。	A
<b>【第7章】</b>				
19	第7章に「関係主体に取り組みを期待する施策分野」という表があるが、どのような取組を期待されているのかイメージが湧かない。民間事業者や県民が主体で行う取組をもう少し具体的に示してほしい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、第7章に「関係主体の役割に関する記述を追加しました。」	A
20	地域強靱化計画の内容を、県の個別計画等への反映状況を把握する方法を計画に記載すべきではないか。	1	御意見の趣旨を踏まえ、第7章の記述を追加しました。	A